

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3K6Z13C00280	3L6B1A10001 0001						
品名 または 件名							
機動舟艇の設計基礎資料の作成							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸幕							
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
				令和6年3月29日(金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/df/cfin/html/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和5年12月6日(水) 11時00分 中央会計隊入札室(E-1棟 6F)

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。  
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する条項

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」
- 「利益制限契約に関する特約条項」
- 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」

### (3) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分(前日が休日及び休養日の場合は、その前日)までに担当者必着分を有効とする。

- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班      野高      (TEL : 03-3268-3111内線47567)  
(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先  
陸上幕僚監部防衛部防衛課      河口      (TEL : 03-3268-3111内線41778)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：3L6B1A10001

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
機動舟艇の設計基礎資料の作成	GRD-Z000910		
	防衛大臣承認	令和	年 月 日
	作成	令和5年	11月6日
	変更	年	月 日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部防衛部防衛課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、機動舟艇の設計に関する基礎資料の作成について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1 機動舟艇

高速の海上機動が可能な小型の輸送艦艇をいう。

#### 1.2.2 技術者

機動舟艇の設計及び建造を事業内容に含む企業に所属する設計担当者をいう。

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、特に版を指定するもの以外は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、これらの文書の内容がこの仕様書の規定に相違する場合は、法令等を除きこの仕様書を優先する。

#### a) 引用文書

##### 1) 規格

日本産業規格

日本海事協会規格

防衛省規格

##### 2) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

##### 3) 法令等

計量法（平成4年法律第51号）

商標法（昭和34年法律第127号）

特許法（昭和34年法律第121号）

実用新案法（昭和34年法律第123号）

意匠法（昭和34年法律第125号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

不正競争防止法（平成5年法律第47号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19.4.27）

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る特許等を受ける権利等の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）

防衛省船舶設計基準

防衛省船舶設計基準細則

自衛艦工作基準

#### 4) その他

製図等資料

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

a) この役務は、機動舟艇の設計・建造等に関する基礎資料の作成を実施する。役務の履行においては日本語での対応を基本とし、これにより難しい場合は通訳を手配するものとする。

なお、契約相手方は、実施計画書及び中間報告会資料について官と調整の上作成し、契約後速やかに提出することとする。

b) 武器を搭載した防衛省の艦船の設計及び武器ぎ装に関する実績を有すること。

### 2.2 役務内容

#### 2.2.1 細部内容

1.3.1に示す各規格、法令、貸付文書に則り、以下の各号に示す機動舟艇に関する検討を技術者が実施し、付表1から付表7に示す各基礎資料の作成を行う。

#### a) 船体設計に関する基礎資料の作成

##### 1) 船体性能設計に関する基礎資料の作成

機動舟艇の船体について、製造上の観点等を考慮した船体形状等に関する検討及び重量重心等の詳細に関する検討を実施し、付表2に示す基礎資料を作成する。

##### 2) 船体構造設計に関する基礎資料の作成

機動舟艇の船体各部の構造について、部材配置や強度に関する検討を実施し、付表3に示す基礎資料を作成する。

##### 3) 船体ぎ装設計に関する基礎資料の作成

機動舟艇の区画配置、機器配置、補機等の主要目（性能、種類、数量等）、装備要領、諸管系統及びその他船体ぎ装設計における必要な事項（重量、重心、構造、振動、交通性、整備性等）の検討を実施し、付表4に示す基礎資料を作成する。

#### b) 動力設計に関する基礎資料の作成

##### 1) 機関ぎ装設計に関する基礎資料の作成

機動舟艇の機関ぎ装に関連する各種装置の主要目、配置、装備要領、諸管系統等に関する検討を実施し、付表5に示す基礎資料を作成する。

##### 2) 電気ぎ装設計に関する基礎資料の作成

機動舟艇の電気ぎ装に関連する各装備図、各系統、電気装置の機能及び性能、所要電力等に関する検討を実施し、付表6に示す基礎資料を作成する。

### c) 武器ぎ装設計に関する基礎資料の作成

機動舟艇の銃砲、航海光学、通信情報、電測関係器材の装備要領及び電路系統に関する検討を実施し、付表7に示す基礎資料を作成する。

#### 2.2.2 実施計画書の作成

契約の相手方は、本役務を実施するにあたり、契約後速やかに官と協議の上、実施計画書を作成し、2.5に示す審議会において監督官の確認を得た後、調達要求元に提出するものとする。

また、役務の進捗状況を確認するための中間報告会を実施するものとする。中間報告会の回数は1回を標準とする。

会議の開催場所は原則として東京地区とするが、参加者が多数となる場合等は適宜リモート会議等を利用して差し支えない。リモート会議を実施する場合、必要な設備（リモート会議用機器、回線及びこれらを備えた会議室）は契約相手方が準備することとする。

#### 2.2.3 成果報告書の作成

契約の相手方は、2.2.1で作成した基礎資料を成果報告書にまとめ、2.5に示す審議会において確認を得た後、監督官に提出するものとする。

### 2.3 本役務の実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) a)における業務従事者は、自衛隊船舶又は機動舟艇に類似する船舶の設計及び建造・維持・整備に関する経験、知識、業績等を有すること。
- c) a)の業務従事者が、b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- e) この事業の履行に当たり保全すべき情報が存在する場合、知り得た情報を適切に管理できること。

#### 2.4 履行場所

履行場所は、契約の相手方施設及び官側が指定する場所とする。

#### 2.5 審議会等

契約の相手方は、本役務の実施にあたり、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室長の指名する官側関係者によって構成される審議会に参加し、審議を受けるものとする。審議会は、表1を標準とする。

表1－審議会

名称	内容	時期	場所
計画審議会	実施計画書の妥当性	契約後速やかに。	防衛省陸上幕僚監部
中間報告会	進捗状況	実施計画書による。	
成果審議会	成果報告書の妥当性	実施計画書による。	

### 3 品質保証

#### 3.1 監督

監督は、次による。

- a) 監督官は、この仕様書に基づく役務の履行に必要な指示、監督を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、実施計画書、各審議会等の議事録を作成し、監督官の承認を受けるものとする。
- c) 契約の相手方は、成果報告書を作成し、監督官の承認を受けた後、監督官経由で検査官に提出するものとする。

### 3.2 検査

検査は、成果報告書について書類審査を行う。

## 4 その他の指示

### 4.1 貸付文書

貸付文書は表2のとおりとする。

なお、本役務を実施する上で、表2に示す以外の資料が必要となった場合は、事前に官と協議の上、貸付申請を行うこととする。

表2 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償の別	備考	
1	防衛省船舶設計基準 (※)	1部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁	納期まで	防衛装備庁	無償		
2	防衛省船舶設計基準細則 (※)	1部							
3	機動舟艇に関する調査研究成果報告書	1部		要求元		要求元			「注意」含む。

(※) 本役務に関連する項目のみ貸付ける。

## 4.2 提出書類

提出書類は、表3による。

表3－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	提出時期	備考
1	実施計画書 <sup>a) b)</sup>	要求元	1	契約後速やかに	
2	実施要領（各検討項目の実施時期含む。）				
3	実施計画				
4	事業従事者名簿				
5	中間報告会開催計画				
6	審議会議事録 <sup>a) b)</sup>		1	各審議会等終了後速やかに	
7	中間報告会資料 <sup>a) b)</sup>		1	報告会開催前	計画審議会において提出書類を規定
8	成果報告書 <sup>a) b)</sup>		2	成果審議会から令和6年3月末まで	「注意」 原紙 1部 <sup>a)</sup> CD-R 又は DVD-R 1部 <sup>b)</sup> (成果報告書と同じ媒体にデータを格納することとする。)
9	付表1～7に示す基礎資料				
10	知的財産管理報告書				

注<sup>a)</sup> 様式は適宜とし、用紙はA列4番とする。やむを得ない場合には、A列3番をA列4番に折り込む。

注<sup>b)</sup> 電子データ形式は、Microsoft WORD2007以降、EXCEL2007以降、2次元図面はAutoCAD2009以降のバージョン、3次元船型及び区画CADデータはNAPA、設計上の計算はEXCELのほか、MATLAB R2018b以降、MSC Nastran 2018.2以降、Wolfram Mathematica 11.3以降において正常に読み込み、表示及び編集が可能とする。

## 4.3 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）における特約条項及び情報セキュリティ基準に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

a) 契約を履行する一環として、契約の相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取扱われることを保障する履行体制官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせないことを保障する履行体制

- b) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社等の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

#### 4.4 官側の支援

契約相手方は、本役務の履行において、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

#### 4.5 その他

- a) 知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。
- b) 官側資料の使用に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.2による。
- c) 契約の相手方は、監督・検査に必要な資料を官側の要求によって、閲覧に供する。
- d) 契約の相手方は、必要に応じ官の主催する会議に参加するものとする。
- e) この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

付表1 基礎資料作成要領 (全体)

番号	基礎資料名称	作成要領
1	設計及び工事検討書	<p>本艇を建造するための設計及び工事するにあたり、必要な事項（船体構造、船体ぎ装、機関ぎ装、電気ぎ装、武器ぎ装等）について検討し、資料を作成する。</p> <p>その際、防衛省船舶設計基準を適用することを原則とするが、防衛省船舶設計基準の適用を緩和する必要がある場合は、緩和が必要な理由、準用すべき規則類等について整理する。</p>

付表2 基礎資料作成要領 (性能区分)

番号	基礎資料名称	作成要領
1	線 図	<p>船型について、推進性能（速力馬力計算、諸タンク容量計算、航続距離計算）、耐航性能、操縦性能、復原性能（重量重心計算、風圧側面積計算、復原性能計算）、区画浸水等に関する検討を行い、線図及び復原性能計算書を作成する。</p>
2	復原性能計算書	<p>なお、重量及び重心に変更があった場合は、必要な都度、再計算を実施することを標準とする。</p> <p>さらに、タンク配置・区画配置の設定にあたっては、ぎ装等、他の設計要素との所要の調整を行うこと。</p>

付表3 基礎資料作成要領 (構造区分)

番号	基礎資料名称	作成要領
1	中央構造切断図	<p>主船体の部材配置及び部材寸法に関する検討を行い、図面を作成する。</p>
2	強度計算書	<p>本艇の構造設計に準用する構造規則について整理するとともに、当該規則に基づき、強度計算を行い、強度計算書を作成する。</p> <p>その際、ビーチング時における船底強度計算、車両搭載時の甲板強度計算及びランプ強度計算についても検討する。</p>

付表4 基礎資料作成要領（船体ぎ装区分）

番号	基礎資料名称	作成要領
1	船体部補機表及び主要ぎ装品表	諸管装置、各種補機等の数量、形式、能力等、ぎ装に必要な主要目について検討を行い、結果をとりまとめた一覧表を作成する。
2	配置図	対象となる区画の装備品をすべて配置し、所要通路幅、操作スペース、艦内整備スペース、搬入出経路等を確保する。また、電路、配管及び備装支弁器材の配置に必要なスペースを確保する。
3	船体部諸管系統図	使用目的に適応するように検討し、概略系統図を作成する。
4	荷役関連装置検討資料	ランプ、車両固縛金物及び車両甲板について、機器構成、数量、構造、機能、使用条件、設計条件、寸法、車両搭載要領等について検討し、その結果を整理した資料を作成する。

付表5 基礎資料作成要領（機関区分）

番号	基礎資料名称	作成要領
1	機関部計画要領書	機関部の設計、製造及びぎ装の細部事項及び計画条件について検討を行い、その結果を整理した資料を作成する。 項目は以下のとおり。 (1) 諸管装置管系統 (2) 補機（ポンプ類、熱交換器類、タンク類） (3) 機関部諸室 (4) 主機、減速装置及びウォータジェット （付属品及び計器類を含む） (5) ぎ装品 (6) 要 具
2	機関部補機・タンク及びぎ装品表	機関部の補機、タンク等の種類、数量等を示す一覧表を作成する。

付表6 基礎資料作成要領（電気区分）

番号	基礎資料名称	作成要領
1	1次電源装置構成検討資料	1次電源装置構成について、所要電力調査表を考慮の上、発電機容量、台数及び給電継続の成立性及び妥当性を検討し、その結果を整理した資料を作成する。
2	電源装置電路系統図	各装置の構成機器の数量・容量・配置を使用目的に適応するよう検討し、以下に示す電源装置電路系統図を作成する。 (1) 一次電源装置 (2) 二次電源装置
3	電気部主要補機及びぎ装品表	電気部の主要補機の数量、形式、能力等のぎ装に必要な事項を取りまとめた一覧表を作成する。

付表 7 基礎資料作成要領 (武器区分)

番号	基礎資料名称	作成要領
1	銃砲関係装備図及び諸室配置図 (12.7mm重機関銃装備図) (小火器弾格納所配置図)	対象となる区画の装備品をすべて配置し、所要通路幅、操作スペース、艦内整備スペース、搬入出経路等を確保する。また、電路、配管及び備装支弁器材の配置に必要なスペースを確保する。
2	航海光学関係装備図 (ジャイロ室配置図) (船底機器装備図)	対象となる区画の装備品をすべて配置し、所要通路幅、操作スペース、艦内整備スペース、搬入出経路等を確保する。また、電路、配管及び備装支弁器材の配置に必要なスペースを確保する。
3	通信情報・電測関係空中線装備図 (空中線装備図)	対象となる区画の装備品をすべて配置し、所要の諸検討(視界、相互干渉)における成立性を確認する。
4	武器装備品表	武器部の搭載装備品の型式、数量等のご装に必要な事項を取りまとめた一覧表を作成する。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号		
	調 達 要 求 番 号	3L6B1A10001	
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5年11月 8日	
	作 成 部 課	陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室	
	作 成 年 月	令和 5年11月 8日	
品 名	機動舟艇の設計基礎資料の作成		
仕 様 書 番 号	GRD-Z000910		
<p>1 保護すべき情報の管理</p> <p>契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。</p> <p>2 保護すべき情報として指定された情報</p>			
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考
運用構想	運用場面及び運用要領（公知情報は除く。）	<p>機動舟艇の設計基礎資料の作成において取り扱う保護すべき情報は、文書（データが保存された可搬記憶媒体を含む。）、使用する情報システム、図画及び物件を対象とする。</p> <p>検討段階で作成した資料及び草案も保護対象とする。</p>	
航行性能等	<p>1 航続距離</p> <p>2 搭載能力</p> <p>3 防御性能（防弾性）</p>		